

議長（志村 忠昭）

これをもって5番隅岡美子議員の質問を終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成28年多度津町議会第2回定例会におきまして、町長及び教育長、そして関係各担当課長に対し、1. 防災フォーラムの開催と大地震対策について、2. 町内各幼稚園の時間外延長保育について、3. 1市2町（琴平、善通寺、多度津）の合同学校給食センターのPFI法方式の問題について、の3点について一般質問をいたします。

まず、初めに去る4月14日夜と16日、未明に起きた熊本地震が多数の尊い命と多数の「平凡な日常」を奪った自然災害とはいえ、気象庁も混乱する異例だらけの熊本地震に対し、亡くなられた方々に対し、お悔やみを申し上げるとともに、また、被災地、被災者の皆様の対しましては、一刻も早い生活再建と地域復興を願うものであります。

それでは、まず、最初に「防災フォーラムの開催と大地震対策について」であります。

活動期に入った地震列島日本で、去る4月14日21時26分、深さ10km、M6.5の熊本地震が発生し、余震を注意するように呼びかけられましたが、その2日後の16日午前1時25分に本震が来ることを誰もが予見できませんでした。

立て続けに震度7の地震が起きることも予見できなかつたし、合計1,500回以上もの地震が頻発することも予見できなかつたわけであります。

14日の地震はマグニチュード6.5という比較的小さな地震でしたが、3成分合成で1,580ガルを記録し、その上下動は実に1,399ガルを記録し、重力加速度である980ガルを大きく超えました。

しかも地震は、中央構造線上の布田川断層帯、日南久断層帯から阿蘇地方に連動し、大分の別府万年山断層帯でも大きな地震が発生させました。

1596年に慶長、豊予地震が発生した際に、津波は10.6m以上であったと報告されています。

中央構造線は、日本最大の活断層でもあり、世界でも最大級であり、約600kmの活断層でM8.5の地震が起きると考えるべきだと地震専門学者は言っております。

中央構造線は、濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす能力を秘めたA級のナンバーワンの要注意断層だと述べているわけであります。

この中央構造線は、巨大な活断層で大変な地震になる恐れがあり、活動期が近い要注意断層の筆頭であり、断層長マグニチュード8.6など中央構造線の地

震を想定する際の問題点が明らかになってきました。

昔から「地震があれば直ちに火を消せ」と言われております。

2016年4月からの九州における震度7の2つの地震と今も続く多過ぎる余震は、中央構造線の西端で起きました。

中央構造線の地震は、現在、いつ起きてもおかしくない状況にあります。

今日の熊本の地震では4月14日の前震にM6.5という規模にもかかわらず、上下動で1,399ガルという構造物にとっては驚異的な値が記録されましたが、日本中に多くの強震動計が設置されるようになったのは、兵庫県南部地震後のことであり、まだ、20年程度に過ぎない状況の中での私たちは、地震が発生するたびに新しい事実には驚かされているわけであり、

このような新しい事実を「例外」として排除していった先に福島があったことを忘れるべきでないということを経験に銘じるべきであり、中央構造線上の基準値震動が過小評価されていることが何よりの証であると考えられます。

政府の地震調査研究推進本部は、想定される南海トラフの巨大地震について、M8～9クラスの巨大地震が30年以内に70%程度という極めて高い確率で発生するとの長期評価を発表しております。

そして、中央構造線は、関東から九州に至る世界最大級の活断層であり、平均変位速度は、1,000年あたり最大8m～9mとされ、活動度はもちろんA級であり、糸魚川～静岡線の中中部とともに日本最大の平均変異速度をもつ、最も活発な活断層です。

また1981年（明治24年）10月28日に発生した明治以降、最大の内陸地震である濃尾地震と対比して「濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす力を秘めている」とされております。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が、6つの区間が連動して活動する可能性も否定できないとして、M8.0程度、もしくは、それ以上の地震が発生すると推定されているわけでもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目、熊本地震の教訓から、町内で専門家を呼んでの「防災フォーラム」を早急に開催すべきと思うどうか。

2点目に町における熊本地震に対する被災者支援、被災地支援についてはどうか。

3点目に町の巨大地震の発生等大災害に対する緊急対策としての応急、救援対策、復旧、生活再建支援及び復興対策などの「地域防災計画」はどのようなものがあるのか。

4点目に原発再稼働の動きが加速していることに伴う中央構造線活動層上直近にある伊方原発の事故想定について、これは、テロやミサイルの標的と

なる危険性もあるわけであります。

それについては、a)大気の放射能による汚染対策、b)海洋の放射能による汚染対策、c)土壌の放射能による汚染対策、d)川、湖、池の放射能による汚染対策、e)被爆による健康被害対策。

そして5点目に避難所への物資の供給ルートの早期確保及び車中泊でのエコノミークラス症候群への対応や対策をお尋ねしたいと思います。

よろしくご答弁お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のまず1点目、熊本地震の教訓から、町内で専門家を呼んで「防災フォーラム」を早急に開催すべきと思うがどうかとのことでございますが、各種訓練の参観や住民を対象としたフォーラムを実施することは、防災減災について考える機会を設ける良いきっかけであり、意識啓発の重要な部分を担っていると考えております。

また、防災対策の一環として、本町の地域防災計画の防災知識等普及計画にも防災に関する教育の普及推進を図る旨記載されているところです。

講演会については、昨年度6月20日に「多度津町防災連絡協議会」と共催で多度津町民会館において、仙台市の建設新聞社編集長である小島義弘氏をお招きし、地震に備えることを主題とした講演会を実施したところであります。

東日本大震災の現状を目の当たりされた方から紡ぎだされる体験談やその教訓が、300名を超える聴衆の記憶に深く刻み込まれたことと思います。

講演会開催にあたっては、多度津町においても、講演開催の周知を行うとともに、当日会場内でハザードマップの周知啓発コーナーの設置や防災のしおりの無料配布を行う等効果的な普及啓発が実施できたと考えております。

また、地域や対象者の実情に応じたきめ細かい普及啓発に関しては、地域の団体等から研修開催の協力要請があった場合は、本町の職員が講師として研修に出向いたり、研修用資料の作成や提供を行ったりする等の対応を行い、地域の防災力向上のサポートにも努めているところであります。

今後も、地域の方々を広く対象としたフォーラム等の講演と地域の実情に合わせたきめ細やかな内容の両輪で防災意識の普及啓発に努めることは極めて重要であるため、定期的な開催の必要性は感じておりますが、香川県や国、その他、多くの団体が近隣市町においても同様のフォーラムをはじめとした意識啓発の場所を多数設けていることから、本町における実施の頻度や内容につきましては、より効果的に実施出来るよう検討が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（矢野 修司）

尾崎議員のご質問のうち2番から5番、順次お答えをして参ります。

まず2点目の町における熊本地震に対する被災者・被災地支援についての答弁をさせていただきます。

発災後4月16日～21日の6日間、総務省消防庁からの要請により延べ24名の消防職員が香川県緊急消防援助隊の構成員として被災地における行方不明者の捜索や逃げ遅れた方々の救助等、発災直後に必要とされる任務の支援にあたりました。

募金等については、町役場等への義援金箱の設置を検討しておりましたが、多度津町社会福祉協議会で義援金の受付状況や問い合わせの状況が一日のうち数件であったことから、町役場等町立施設への義援金箱の設置は行わず、今後も多度津町社会福祉協議会で一元的に受付を継続する予定としております。

支援物資につきましては、被災地において必要とされている物資のニーズ把握や輸送体制の確保を行った上で、公的機関からの要請に応じ、行う予定でございましたが、現段階では物資の直接的な供給は行っておりません。

なお、被災市町村ボランティアセンターが要請・受入承諾したボランティアへの支援として、使用する車両の高速道路や有料道路料金の一部の無料措置が受けることのできる「災害派遣等従事車両証明書」の発行は継続して行っております。

今後も、県や関係する公的機関より要請があった場合には、本町で出来る限りの支援を行って参る予定であり、最新の情報は町HPに掲載しておりますのでご覧いただきますよう、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて3点目、町の巨大地震の発生等大災害に対する緊急対策としての応急・救援対策、復旧・生活再建支援及び復興支援などの地域防災計画とはどのようなものか、また5番目の避難所への物資の供給ルートの早期確保及び車中泊でのエコノミークラス症候群への対応についてでございますが、地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、地震のように予知し得ない災害だけでなく、風水害のように予知し得る災害も含め、本町において起こりうる災害の危険を想定し、災害による被害軽減・応急対策・復旧等に関し、町及び関係機関及び町民が行うべき事務または業務の大枠について定めた、本町における災害対応の根幹となる計画であり、防災活動の総合的かつ計画的な推進を定めたものです。

尾崎議員がご質問の発災後に必要となるであろう応急救援対策や復旧・生活再建支援・復興に関する事項及び最後に挙げられております救援物資の輸送や健康管理をはじめとした医療救護体制についても、地域防災計画の災害応

急対策計画や災害復旧計画に記載されておるところでございます。

しかしながら、本計画に記載されているのはあくまでも大枠であることから、より具体的な内容につきましては、主な実施担当課を中心に検討・協議を進めていく必要があると考えております。

4番目の原発再稼働の動きが加速していることに伴う中央構造線活断層上直近にある伊方原発の事故想定についてでございますが、本町の地域防災計画において、放射能災害の予防に関しては、計画を定めているところでございます。

しかしながら、現行の災害対策基本法においては、自然災害に起因する原子力放射能災害の発生に対応する計画の策定の定めがないため、記載することが難しい状況でございます。

一方、テロ等の標的となった場合は、防災計画とは別に国民保護計画を本町においても定めており、この計画に基づき対応することとなります。

香川県におきましては、平成25年6月に香川県が「原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針」を定めており、本町もこれを踏まえた対応を取ることになりますが、放射能被害となれば、香川県に限らず、かなり広範囲での被害が想定されることから、国レベルでの被害想定やシミュレーションが必要であり、それに基づいた計画を作成するべきであると考えており、今後の動向を注視し、必要に応じ対応をしてまいる予定でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内全幼稚園の時間外延長保育についてであります。

少子高齢者時代を迎え、わが町にも、その波が押し寄せてきております。子育て世代の親は、共働きをしなければやっていけない環境にあり、本来あるべき家庭での教育が十分に出来ないのが実情であります。

また、3歳から5歳までの幼児教育は、子どもの発達過程で極めて重要であると言われておりますが、子どもを持つ多数の親が早朝、居残り保育のある保育所へやむを得ず預けているのが実態であります。

現在の幼稚園は、就園時間が午前9時から午後2時までとなっており、この時間で就園できるのは、条件にかなう園児家庭のみで、午前7時から午後7時までの12時間保育をしている保育所に頼らざるを得ない状況でもあります。

したがって、現況のまま募集をしたところで人が集まらないのは、当然であります。

わが多度津町に住む子育て世代の親は、幼児教育を望んでも幼稚園に就園させることはできずに相対的に幼稚園の園児数は減少し、その第1段階として、白方幼稚園が休園の状態に追い込まれていくことが多分に懸念されているよ

うな状況にあります。

これからを担う子育て世代の意見を取り入れ、時代の流れとともに将来を見据えた行政をしてほしいとの子育て世代の要望ですが、あいにく子育て世代のほとんどが保育所、幼稚園、小学校低学年の園児、学童を抱え家事、育児仕事と忙しい合間をぬっての送迎で忙しく、保護者全員が不満や要望を持っていても声をあげることができないとの訴えがあったわけであります。

そこで、町内格差のない集団保育のため、町内全幼稚園の時間外延長保育の要望として、去る2月22日に請願書として、四箇、白方、多度津、豊原各地区の町内4地区の幼稚園PTA会長より、請願要望として1. 全幼稚園の年少、年中、年長ともせめて午前7時30分より、また幼稚園教育終了後の午後2時から午後6時までの預かり保育を実施すること。

これは、夏休み等の長期休業中も含むわけであります。

2点目に子どもは、町の宝でもあり安心して子育てができる救済措置をお願いしますとの意見書が提出され、全議員が提出され全議員が紹介議員として署名、捺印をして、今年の3月議会で、全会一致で可決、採択されたわけであります。

そこでお尋ねいたします。

1点目は、この請願要望について、その後、検討されたと思いますが実現の見通しは、いつごろになるのでしょうか。

2点目は、時間外延長保育に取り組むとすれば、予算措置はどのくらいになるのか。

3点目に、他市町の状況はどのようになっているのか。

3点をお尋ね致します。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の幼稚園での預かり保育についての請願要望書の質問についてお答えします。

ご質問の第1点目ですけれども、「請願要望について、実現の見通しはいつごろか」については、今現在、預かり保育の時間については、多度津町においても、預かり保育実施要綱に基づき、目的、実施日、保育時間等を定め、実施しているところであります。

預かり保育の拡充による時間帯の延長ということですから、私立の保育所の運営、保育所・幼稚園の保護者との関係を十分に考慮する必要があります。

その前段として、園長会、保育所の管轄である福祉保健課とも協議を重ねていきます。

また、教育委員会では、もちろんのこと、保育所長会・子ども子育て会議等でも検討していきたいと考えております。

ご質問の「いつまでに実現」といった部分については、そのような先程述べた、関係機関、関係会議との協議等もあり、この場で明確にお答えすることが難しい状況ではあります。

請願書の実現し得るところからでも、早急な実施を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひし、答弁とさせていただきます。

質問の2点目「時間外延長保育に取り組むとすれば予算措置はどれくらいになるのか」についてです。

請願書では、全ての幼稚園において、預かり保育の開始を午前7時30分から、終了を午後6時00分までとするようにと、要望されております。

そこで、預かり保育前後の準備・片付け時間を加味して、午前7時00分からの幼稚園教育時間の開始となる9時00分までの2時間と、午後1時00分から6時30分まで5時間30分、1日につき計7時間30分に、預かり保育を行う臨時職員いわゆる支援員を各園に1名ずつ配置するとした条件で試算をいたしますと、およそ630万円が臨時職員賃金として必要となります。

議員ご承知のとおり、5時までの預かり保育であれば現在も行っておりますので、預かり保育の予算としては、本年度は約240万円を計上しており、請願書の内容を実現するため、時間延長のための増額予算は390万円となります。

また、施設等のハード面については、平成27年度において、全ての町立幼稚園で遊戯室空調設備工事が完了しており、夏季及び冬季休業中の冷暖房が必要な期間でも全幼稚園で預かり保育が実施できるとし、今回の試算には加えておりません。

しかし、預かり保育の延長をするにあたっては、予算措置もさることながら、施設の管理上、園舎の施錠・開錠は支援員ではなく、管理職または正規職員が行うことが望ましく、教職員の勤務時間をどうするのか、についても考慮しなければなりません。

そういった予算以外の課題についても、今後考える必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。

ご質問の3点目「他市町の状況はどのようになっているのか」については、中讃地域の2市3町を見てもみますと、丸亀市以外の市町では、幼稚園預かり保育が行われています。

対象を年少・年中・年長の全学年としているところが多く、年少の預かり保育を実施していないのは、多度津町のみであります。

預かり時間は、琴平、まんのう町が18時00分まで、善通寺市が18時30分まで、長期、休業中などの預かり開始時間は、善通寺市が一番早い7時20分、琴平町が8時20分、まんのう町が8時30分です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に琴平、善通寺、多度津の1市2町の合同学校給食センターのP F I法方式の問題点についてであります。

給食センターの大型化により、P F I法方式の導入で経費が削減、節減が出来るとしておりますが、P F I法の問題点についてお尋ねいたします。

第1点目、P F I法の規定では、民間の事業機会の創出、民間事業者の自主性や創意工夫の尊重など民間事業者への配慮が工夫されております。

また行政財産等の使用や資金調達などについて法令の特例も設けられております。

しかし、住民の安全や権利の保障など公共施設、つまり合同学校給食センターに求められる大切な要請が民間事業者の利益を追求する中で確保できるかどうか。

1点目、答弁をお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎忠義議員の善通寺市・琴平町・多度津町の1市2町の合同学校給食センターのP F I法方式の問題点の1点目「住民の安全や権利の保障など公共施設に求められる大切な要請が民間事業者の利益を追求する中で確保できるのか」とのご質問にお答えいたします。

P F Iは官民の協働事業であるため、お互いに協力し合うことが何より重要であり、それが担保されるような、具体的な契約条項を含む要求水準書を作成することが必要であります。

また、事業者は自らの利益を最大にすることを目指し、管理者等は少ない税負担で良質のサービスを得ることを目指しており、限られた財源のもと、行政サービスの価値を最大化するためには、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力と、管理者等の有する公共事業に関するノウハウ等を結びつけ、その相乗効果を最大限発揮させる必要があります。

このため、官民の双方がお互いの相違点を理解した上で、積極的にコミュニケーションを図り、連携して両者の間にある障壁を乗り越え、サービスの価値の最大化を目指していくことが重要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、2点目についてお伺いします。

公共施設であります今回の合同学校給食センターについて、主人公であります児童、保護者、また住民の意思や地方議会での議論を尊重して主体性を確保することは、はたして可能なかどうかをお伺いします。



よろしくご答弁お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「公共施設について、主人公である住民の意思や地方議会での議論を尊重して主体性を確保することは、はたして可能なのか」とのご質問にお答えいたします。

P F I 法第8条に、特定事業の選定や、民間事業者選定の段階での客観的な評価の実施及び、情報の公表が規定されています。

事業の推進が進むなかで、P F I 導入可能性調査や、実施方針の各段階で評価を実施し、議会へ報告させていただき、議論等の趣旨を反映していくこととしております。

また、住民の皆様へ事業の進捗状況等の説明も行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、3点目についてお伺いします。

民間事業者への優遇と配慮の反面で公共施設である、この合同学校給食センター建設についての地方自治体であります1市2町、この民主的な意思決定や地方自治体による監視、あるいは、住民の参加の保障はきわめて不十分になるのではないのかという点でございます。

これについて、お答えを願います。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「民間事業者への優遇と配慮の反面で公共施設建設についての地方自治体の民主的な意思決定や地方自治体の監視、あるいは住民の参加の保障はきわめて不十分になるのではないのか」とのご質問にお答えいたします。

性能発注によって、建築基準法等の適用される安全等の基準が変わるものではありませんし、設計・建設時のモニタリングや維持管理・運営時のモニタリングをしっかりと実施していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

4点目に、民間企業が長期間、金融を受けて元手を回収するまで施設の管理をしていく関係で、1市2町である自治体や公的部門の単独度の負担が少ない方式として、自治体側の当初の立ち上がり資金が少なくても施設を建設することのできる仕組みではありますが、反面、結局長期的には高くつき、将来の住民が支払いのツケをまわされるのではないのか、ということについて、お尋ねをします。

よろしくお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「自治体や公的部門の単年度の負担が少ない方式として、自治体側の当初の立ち上がり資金が少なくても施設を建設することのできる仕組みではあるが、反面、結局、長期的には高くつき、将来の住民が支払いのツケをまわされるのではないか」とのご質問にお答えいたします。

事業の実施に当たっては、単年度の財政負担だけでなく、事業期間全体を通じたライフサイクルコストを考慮して、長期的な財政負担が抑えられるよう、十分に検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

5点目に、民間事業者への配慮が強調され、地方自治体である1市2町の立場は後退していながら対外的に損害をおよぼしたり、事業に支障が生じたときは、地方自治体である1市2町と住民にその損失の負担がおよぶのではないかと。お伺いを致します。

教育課長（竹田 光芳）

只今の「対外的に損害をおよぼしたり、事業に支障が生じたときは、地方自治体と住民にその損失の負担がおよぶのではないかと」とのご質問にお答えいたします。

町に損失の負担が及ばないように、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階においてモニタリングを行う必要があります。

施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から、事業終了までの間の、モニタリングに関連する考え方を整理するものとして、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業においてモニタリングを検討する上での留意事項等を示した、「モニタリングに関するガイドライン」にそって実施していくこととしております。

また、事業契約における事業に係る責任とリスクの分担、その他事業契約の当事者の権利義務をできる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決める必要があります、事業者に対する関与を、必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、様々な事項等を考慮し、事業契約で合意しておくことが必要であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以降、一括して質問させて頂きたいと思っております。

6点目、資金調達については、金利負担があるし、事業者の破綻など長期間の事業にとまなうリスクもあるのではないのか。

7点目には、PFI事業者の公募と競争の中で、公共施設、つまり合同学校給食センターの建設に関する事業は、大企業が中心となり、中小企業の事業機会

が減少するのではないのか。

8点目には、市、町の担当者が不慣れな場合があり、アドバイザー任せになっているのではないのか。

9点目に、財政負担軽減を最優先とする傾向が徐々に強くなってきているのではないのか。

10点目に、要求水準書に示されている内容と債務負担行為設定額が予定価格が剥離しているケースがあるがどうか。

11点目に、モニタリングについて「認識が甘い」「事業契約を結べば終わりと考えている節がある」あるいは「施設利用者から担当部局へのクレームがなければ、十分なモニタリングが行われない傾向がある」との指摘についてはどう考えるのか。

12点目に、事業者との意思疎通について「できるだけ安い施設を求めるのか、質の高い施設を求めるのか、自治体側のコンセプトがはっきりしない事例が多々あることについてどうか。

13点目には、リスク分担について「不可抗力は全て発注者負担」となるのかどうか。

14点目に、事業者と地方自治体の関係について「PFIであれば全て安価に施設ができるという概念は払拭すべきである」ということについてはどうか。

15点目には、事業費の算出根拠と要求水準のミスマッチが多くみられることについてはどうか。

16点目に、民間事業者の提案のノウハウを情報公開条例に基づいて発注者が公開できるのか。また、ノウハウに対するデリケートさを発注者も理解し、対応できるのかどうか。についてお伺いします。

議長（志村 忠昭）

すべての問いに答えることが時間内にできませんので、できる範囲で回答をお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

まず6点目の「資金調達については、金利負担があるし、事業者の破たんなど長期間の事業にともなうリスクもあるのではないか」とのご質問にお答えいたします。

P F I 事業では、設計、建設に必要な資金の一部を S P C が金融機関等から「プロジェクトファイナンス」という借入方法で調達するのが一般的です。

これにより、町は建設時期に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価として S P C に資金を支払うこととなり、P F I 手法導入の効果の一つである財政負担の平準化効果となります。

その場合に備えて、町と金融機関はあらかじめ「直接協定」という協定を結

び、SPCが破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後までPFI事業が遂行されるように協議する仕組みを構築し、リスク回避ができることとなっております。

6点目の答弁は、以上です。

7点目の「PFI事業者の公募と競争の中で、公共施設の建設に関する事業は、大企業が中心となり、中小企業の事業機会が減少するのではないか」とのご質問にお答えいたします。

中小企業の事業機会の減少については、PFI事業の活用が推進されることにより、財政の効率性と、投資効果の高い公共施設等の建設が、真に必要な公共施設等の整備と、地域の活性化に繋がることになり、中小企業への経済効果にも表れてくるのではないかと考えられます。

また、中小企業が時間と費用をかけて、主体的にPFI事業に応募し、経験の少ない段階から、大手企業と対等に競争して言うことは難しいため、中小企業の参入を促進させるために、まずはPFI事業への参入の動機付けを行うこと、企画提案やSPCの管理に関する能力を習得させることなど、国や行政、さらには業界団体がPFIに関するセミナー等を開催し、参入への必要性や仕組みの説明、事例紹介など経験を積むまでの期間に、様々な支援を行っていくことも必要と考えられます。

質問の8点目、「市町の担当者が不慣れな場合があり、アドバイザー任せになっているのではないか」とのご質問にお答えいたします。

PFI事業の検討には金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、外部のアドバイザーの支援を受けて進めていくこととなります。

しかし、アドバイザーまかせではなく、事業概要、基本的方針の提示等、事業範囲、事業期間等の確認、VFM算定結果の確認など、行政とアドバイザーの役割分担を行っております。

また、アドバイザーから法務・財務・技術全般のアドバイスや支援を受けながら、行政においてもPFI事業を行ううえで、法令や基本方針、様々な実務的事項をチェックすることが可能な各ガイドラインを参考としながら、進めていくとしております。

質問の9点目「財政負担軽減を最優先とする傾向が徐々に強くなってきているのではないか」とのご質問にお答えいたします。

財政負担軽減を最優先ではなく、真に必要な公共施設等の整備と、財政健全化の両立を図るうえで、重要な役割を果たすと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

時間ですので、尾崎議員、すいませんが、公平を保つためにこれで質問を

終わらせて頂きます。

これをもって10番尾崎忠義議員の一般質問を終わります。